

## 朝倉市地域公共交通活性化協議会傍聴規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、朝倉市地域公共交通活性化協議会の報告及び協議等の会議の傍聴に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、随行者席及び一般席、報道関係者席に分ける。

### (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者または責任者が、その団体の名称、所在地及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- 3 報道関係者で、会長（委員長）から許可を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

### (傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、会場の関係から協議会（交通会議）がその都度定めるものとする。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、防寒具の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙しないこと。

(6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は会長（委員長）が宣告した場合はすみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人はすべて係員の指示に従わなければならない。

(準用)

第10条 この規則は朝倉市公共交通会議にも準用するものとする。

附 則

この規則は、平成20年3月21日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。